

○福岡県田川地区消防組合職員の初任給、
昇格及び昇給等の基準に関する規則

〔昭和56年4月13日〕
規則第1号

改正	昭和58年3月1日本部規則第3号	昭和61年3月28日組合規則第1号
	平成2年12月25日組合規則第4号	平成4年4月20日組合規則第3号
	平成5年3月29日組合規則第2号	平成5年12月22日組合規則第8号
	平成6年3月24日組合規則第2号	平成6年12月22日組合規則第13号
	平成7年12月19日組合規則第4号	平成8年12月24日組合規則第7号
	平成9年12月22日組合規則第9号	平成10年12月22日組合規則第9号
	平成11年12月27日組合規則第4号	平成14年3月26日組合規則第3号
	平成14年12月19日組合規則第9号	平成15年2月27日組合規則第2号
	平成15年4月1日組合規則第4号	平成16年3月26日組合規則第2号
	平成18年3月20日組合規則第6号	平成19年3月27日組合規則第4号
	平成19年9月12日組合規則第12号	平成21年3月26日組合規則第2号
	平成22年3月29日組合規則第1号	平成25年3月18日組合規則第1号
	平成26年4月22日組合規則第5号	平成27年3月16日組合規則第1号
	平成27年3月18日組合規則第3号	平成27年4月1日組合規則第4号
	平成27年4月30日組合規則第9号	平成28年1月29日組合規則第1号
	平成28年12月27日組合規則第4号	

(総則)

第1条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和56年条例第1号。以下「条例」という。)第4条第2項及び第5条の規定に基づき、職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員」とは、条例第2条に規定する者をいう。
- (2) 「昇格」とは、職員の職務の級を、同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 「降格」とは、職員が職員の級を同意地給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。
- (5) 「必要経験年数」とは、職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
- (6) 「在職年数」とは、職員が同一の職務の級において引続き在職した年数をいう。
- (7) 「必要在級年数」とは、職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。

(級別資格基準表)

第2条の2 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第1の級別資格基準表に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第2条の3 級別資格基準表は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、学歴免許等の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等資格に応じて適

用するものとし、当該学歴免許等欄の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第1の2に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

（級別定数）

第2条の4 職員の職務の級の定数は、別表第1の3に定める級別定数の範囲で行わなければならない。ただし、管理者は上位の職務の級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内で、その定数を下位の職務の級の定数に流用することができる。

（初任給）

第3条 新たに職員となった者の号給は、別表第2に掲げる初任給基準表によるものとし、その者の属する級に含まれる号給のうち、その者の有する最も新しい学歴免許等の資格（最も新しい資格以外の資格によることがその者に有利である場合はその資格）に応じ、学歴免許等資格区分表に定める区分によるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する号給とする。この場合において、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の資格に対して、別表第2の2の修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の初任給基準表の適用については、その者が受けるべき初任給基準表に掲げる号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

2 職員が経験年数（別表第3の経験年数換算表によりその年数に換算された年数。以下この項において同じ。）を有する時は、前項の規定による号給の号数に、経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（経験年数の月数を12月又は18月で除して得た数に1未満の端数がある者にあつては、当該号給の号数に3を超えない範囲内でその端数の月数を3で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

（平成19年規則第12号・一部改正）

（昇格）

第4条 職員を1級上位の級に昇格させるのに必要とする資格は、その者の経験年数又は在級年数が級別資格規準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達していなければならない。

2 任命権者は、職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、前項の規定にかかわらず、管理者の承認を得て昇格させることができる。

（昇格の場合の号給）

第5条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 職員を昇格させた場合における号給の決定について職務の特殊性等により管理者が特に必要があると認めて別段の定めをした場合には、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。
(降格の場合の号給)

第6条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ号給(同じ号給がないときは、直近下位の号給)とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(昇給日)

第7条 条例第5条第3項の規則で定める日は、第8条の2又は第8条の3に定めるものを除き、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第8条 条例第5条第3項の規定による昇給(第8条の2又は第8条の3に定めるところにより行うものを除く。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第8条の2 条例第5条第4項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される次の各号に定める昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第6に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好である職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 規則で定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D
- (2) 規則で定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当で

あると認められるときは、同項の規定にかかわらず当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

- 4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、任命権者の定める割合に概ね合致していなければならない。
- 5 前年の昇給日後に、新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 6 第1項又は前項の規定による号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た号給数を超えることとなる職員の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 7 1の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第4項の任命権者の定める割合等を考慮して任命権者の定める号給数を超えてはならない。

（研修、表彰等による昇給）

第8条の3 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務の成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で勤務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第8条の4 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に条例第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第8条の5 第7条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

（復職時における号給の調整）

第9条 休職又は休暇（以下「休暇等」という。）の期間を別表第5に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、

若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（補則）

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 58 年本部規則第 3 号）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年組合規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年組合規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年組合規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年組合規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年組合規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年組合規則第 3 号）

改正 平成 15 年 2 月 27 日組合規則第 2 号

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 5 条第 1 項の規定は、職務の級 3 級から職務の級 4 級への昇格についてのみ適用し、その他の昇格については、なお従前の例による。
（平成 8 年 4 月 1 日以降に職務の級 3 級から職務の級 4 級に昇格した職員に対する措置）
- 2 平成 8 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に職務の級 3 級から職務の級 4 級への昇格した職員については、当該昇格した日に改正後の規則第 5 条第 1 項の規定を適用して、それぞれ当該各号に定めるところに従い、その者が現に決定された号給、給料月額及びこれらを受けることとなる期間を変更するものとする。
- 3 前項の規定により給料月額に異動のあつた職員については、職務の級 3 級から職務の級 4 級に昇格した日以後の昇給の日における号給、給料月額及びこれらを受けることとなる期間について必要な調整を行うことができる。
- 4 第 2 項の規定により給料月額に異動のあつた職員については、職務の級 3 級から職務の級 4 級への昇格した日から施行日の前日（平成 14 年 1 月 1 日に調整を受けた者にあつては調整を受けた日の前日）までの間（以下「計算期間」という。）に当該職員が受けることとなる給料、調整手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当（以下「給与」という。）と当該職員が計算期間において現に受けた給与との差額を別に管理者が定める日において支給する。

附 則（平成 14 年組合規則第 9 号）

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年組合規則第 2 号）

（施行期日等）

この規則は、平成 15 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平成 15 年組合規則第 4 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年組合規則第 6 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年組合規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年組合規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条（別表第 4）の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年組合規則第 1 号）

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年組合規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条（別表第 4）の規定については、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年組合規則第 3 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年組合規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年組合規則第 9 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 （第 2 条の 2 関係）

級別資格基準表

学歴免許等	職 務 の 級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
大 学 卒		3	7	5	2	2	2
	0	3	10	15	17	19	
短 大 卒		5	7	5	2	2	2
	0	5	12	17	19	21	
高 校 卒		7	7	5	2	2	2
	0	7	14	19	21	23	

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 外国における大学院博士課程等(大学院における修業年限3年以上となるものに限る。)の修了(通算修学年数が19年以上になり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。)
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 外国における大学院修士課程等(大学院における修業年限1年以上となるものに限る。)の修了(通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。)
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 独立行政法人水産大学校(旧水産大学校を含む。以下同じ。)専攻科(「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (3) 旧図書館職員養成所(「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)からの学士の学位の取得 (6) 防衛大学校の卒業 (7) 筑波大学理療科教員養成施設(旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は盲学校若しくは聾学校の専攻科卒業後の2年制の課程に限る。)の卒業 (8) 独立行政法人水産大学校(「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。)の卒業 (9) 独立行政法人航空大学校(旧航空大学校を含むものとし、昭和62年8月以降の「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (10) 外国における大学等の卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。) (11) 旧琉球教育法による大学の4年課程の卒業 (12) 司法試験法による司法試験の第2次試験の合格 (13) 公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験の合格 (14) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所(同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (15) 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校若しくは職業能力開発総合大学校の応用課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)又は職業能力開発総合大学校の長期課程(旧職業能力開発大学校の長期課程、旧職業訓練大学校の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。)の卒業 (16) 農業改良助長法施行令第3条第1号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設(以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。)の研究課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (17) 都道府県立農業講習施設(「短大2卒」を入学資格とする修業年

		限 2 年のものに限る。)の卒業 (18) 森林法施行令第 9 条及び第 10 条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。)の卒業 (19) 鯉淵学園専門課程(修業年限 4 年のものに限る。)の卒業 (20) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第 1 種資格検定試験の合格
2 短大卒	一 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業(通算修学年数が 15 年以上となるものに限る。) (5) 診療放射線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。)の卒業 (6) 昭和 58 年法律第 83 号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。)の卒業 (7) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。)の卒業 (8) 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。)の卒業 (9) 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。)の卒業 (10) 視能訓練士法による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの又は「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。)の卒業 (11) 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第 33 条第 3 号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における 1 年(高等専門学校にあっては、4 年)以上の修業を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (12) 義肢装具士法による義肢装具士学校又は義肢装具士養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。)の卒業 (13) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年のものに限る。)の卒業 (14) 柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年のものに限る。)の卒業 (15) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。)の卒業 (16) 都道府県立農業者研修教育施設の研究部門(「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 1 年のものに限る。)の卒業 (17) 鯉淵学園本科(修業年限 3 年のものに限る。)の卒業 (18) 旧海技大学校本科の卒業 (19) 旧国立養護教諭養成所設置法による国立養護教諭養成所の卒業 (20) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法による国立工業教員養成所の卒業 (21) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所(いずれも「短大 2

	卒」を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。)の卒業
二 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校^{ろう}の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (6) 独立行政法人農業技術研究機構の農業技術研修課程(農林水産省(省名変更前の農林省を含む。)の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、昭和 36 年 11 月 30 日以前における旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (7) 独立行政法人海技大学校(旧海技大学校を含む。)海技士科(独立行政法人海員学校本科の卒業を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。)の卒業 (8) 独立行政法人海員学校専修科(「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。)の卒業 (9) 外国における大学、専門学校等の卒業(通算修学年数が 14 年以上となるものに限る。) (10) 旧琉球教育法による大学の 2 年課程の修了 (11) 司法試験法による司法試験の第 1 次試験の合格 (12) 公認会計士法による公認会計士試験の第 1 次試験の合格 (13) 栄養士法第 2 条第 1 項の規定による栄養士の養成施設(「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (14) 昭和 60 年法律第 73 号による改正前の栄養士法による栄養士試験の合格 (15) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (16) 歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (17) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限 5 年のものに限る。)の卒業 (18) 昭和 63 年法律第 71 号による改正前のあん摩マツサージ指圧師法(以下「改正前のあん摩マツサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限 5 年のものに限る。)の卒業 (19) 昭和 63 年法律第 72 号による改正前の柔道整復師法(以下「改正前の柔道整復師法」という。)による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。)の卒業 (20) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程(同法第 21 条第 3 号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業 (21) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程(旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程を含むものとし、「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (22) 児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する保育士を養成する学校その他の施設(平成 14 年政令第 256 号による改正前の児童福祉法施行令第 13 条第 1 項第 1 号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。))を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (23) 都道府県立農業者研修教育施設の養成部門(「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (24) 都道府県農業講習所(「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業

		(25) 森林法施行令第9条及び第10条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(昭和59年度以降指定されたもので「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (26) 旧都道府県蚕業講習所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (27) 旧農民研修教育施設(農林水産大臣と協議して昭和56年度以降設置された平成6年法律第87号による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う施設で(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (28) 旧都道府県林業講習所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (29) 旧航空大学校本科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (30) 昭和58年法律第83号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業 (31) 海上保安学校灯台科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (32) 旧航空保安職員研修所本科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (33) 昭和45年法律第83号による改正前の衛生検査技師法による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業 (34) 旧商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業 (35) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第2種資格検定試験の合格 (36) 気象大学校大学部(昭和37年3月31日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限2年のものに限る。)の卒業 (37) 旧図書館職員養成所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 外国における専門学校等の卒業(通算修学年数が13年以上となるものに限る。) (3) 海上保安学校の灯台科又は水路科(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)の卒業
	3 高校卒	一 高校専攻科卒 (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、^{ろう}聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 昭和58年文部省厚生省令第1号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業 二 高校3卒 (1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、^{ろう}聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (3) 大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格 (4) 独立行政法人海員学校本科(「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (5) 外国における高等学校等の卒業(通算修学年数が12年以上となるものに限る。) (6) 旧琉球教育法又は旧教育法による高等学校の卒業 (7) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (8) 昭和41年厚生省令第15号による改正前の歯科技工士養成所指定規則による歯科技工士養成所(「中学卒」を入学資格とする修業年限3

		年以上のものに限る。)の卒業
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (3) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第3種資格検定試験の合格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 外国における中学校の卒業(通算修学年数が9年以上となるものに限る。) (3) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくは聾学校の中学部の卒業 (4) 旧海員学校(「中学卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。)の卒業

備考

- 1 本表の適用に当たっては、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部^にに修学した者又は通信教育等を受講した者については、その者の実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常の課程を卒業し、又は修了したものとみなし、それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。
- 2 本表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第1の3（第2条の4関係）

級別定数表

給料表	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
	総数							
行政職給料表	155	30	34		70	11	9	1

別表第2(第3条関係)

初任給基準

給料表	学歴免許	初任給
給料表	大学卒	1級25号
	短大卒	1級15号
	高校卒	1級5号

別表第2の2(第3条関係)

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 本表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄に本表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合における本表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

別表第3(第3条関係)

経験年数換算表

経歴の種類		職員の職務との関係	換算率	備考
国 家 公 務 員 地 方 公 務 員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外 国 政 府 職 員	としての 在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
		その他のもの	8割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りでない。
民間における企業体・団体等の職員としての在職期間		直接関係があると認められるもの	10割以下	
		その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間			10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間		教育・医療・海事研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
		技能等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は「8割以下」とすることができる。
		その他のもの	2割5分以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は「5割以下」とすることができる。

備考

- 1 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定をした場合は、その定によるものとする。
- 2 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中、「技能等の職務で関係があると認められるもの」の期間のうち、職員の職務と直接関係があると認められるものについては、本表の換算率を「8割以下」(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は「10割以下」)として適用するとともに、同区分中「その他のもの」の期間のうち、職員の職務と関係があると認められるものについては、本表にかかわらず、別に定めるところによる。

別表第4（第5条関係）

(別表第4(第5条関係))

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24

40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	30
56	24	40	40	48	44	30
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	31
59	26	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	27	43	45	53	47	31
62	27	43	45	54	47	31
63	28	44	45	55	48	31
64	28	44	46	56	48	31
65	29	45	46	57	49	31
66	29	45	46	58	49	31
67	30	46	47	59	50	31
68	30	46	47	60	50	32
69	31	47	47	61	50	32
70	31	47	48	62	50	32
71	32	48	48	63	50	32
72	32	48	48	64	50	32
73	33	49	49	65	50	32
74	33	49	49	66	50	32
75	34	49	49	67	50	32
76	34	49	50	68	50	32
77	35	50	50	68	51	32
78	35	50	50	68	51	32
79	36	50	51	68	51	32
80	36	50	51	68	51	32
81	37	51	51	69	51	33
82	37	51	52	69	51	33
83	38	51	52	69	51	34
84	38	51	52	69	51	34

85	39	52	53	69	51	35
86	39	52	53	70	51	
87	40	52	53	70	51	
88	40	52	53	70	51	
89	41	53	54	71	52	
90	41	53	54	72	52	
91	42	53	54	73	52	
92	42	53	54	74	52	
93	43	53	55	75	53	
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

別表第 5（第 9 条関係）

事 由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第 23 条第 1 項の休職及び公務上の負傷又は疾病による場合	3 / 3 以下
条例第 23 条第 2 項及び第 3 項による休職並びに私傷病による休暇等についてその勤務しないことにつき特に承認があった場合	1 / 2 以下
条例第 23 条第 4 項の休職	0 (ただし、無罪判決を受けた場合には事情により 3 / 3 以下とすることができる。)
育児休業法第 2 条の規定により当該育児休業をした期間	2 / 2 以下

別表第 6（第 8 条の 2 関係）

昇給号給表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4	2	0
	4 以上	3	2	1	0

- 備考 1 上段の号給数は、昇給抑制年齢職員（55 歳を超える職員）以外の職員
下段の号給数は、昇給抑制年齢職員に適用
- 2 昇給抑制年齢職員（55 歳を超える職員）以外の職員の昇給の号給数については、管理者が特に必要と認める場合、その昇給区分の範囲内で調整することができる。